

## 平成25年度 第2回放課後子どもプラン運営委員会

日 時：平成25年10月29日（火）

14時～16時

場 所：市役所北館4階 教育委員会室

### 1 開会

### 2 議題

(1) 校庭開放一旦下校解消の取組みについて（経過報告）

(2) 安全管理人の研修及び意見交換について（報告）

- ・安全管理員の周知について
- ・土曜日の校庭開放について

(3) その他

- ・芦屋市放課後プラン(子ども教室型放課後対策)事業実施要綱の配布

### 3 第3回運営委員会開催の日程について

- ・平成26年 月 日

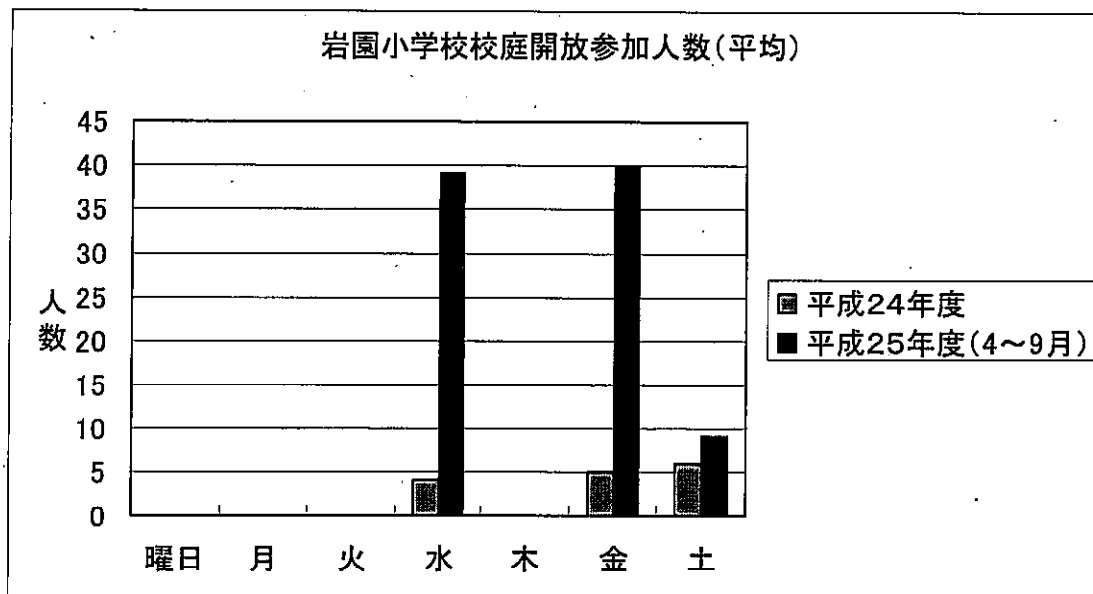
### 4 閉会

# (1) 校庭開放一旦下校解消の取組みについて (経過報告)

## ①岩園小学校 ※実施曜日：水・金・土 (第2・4)

岩園小学校参加人数(平均)

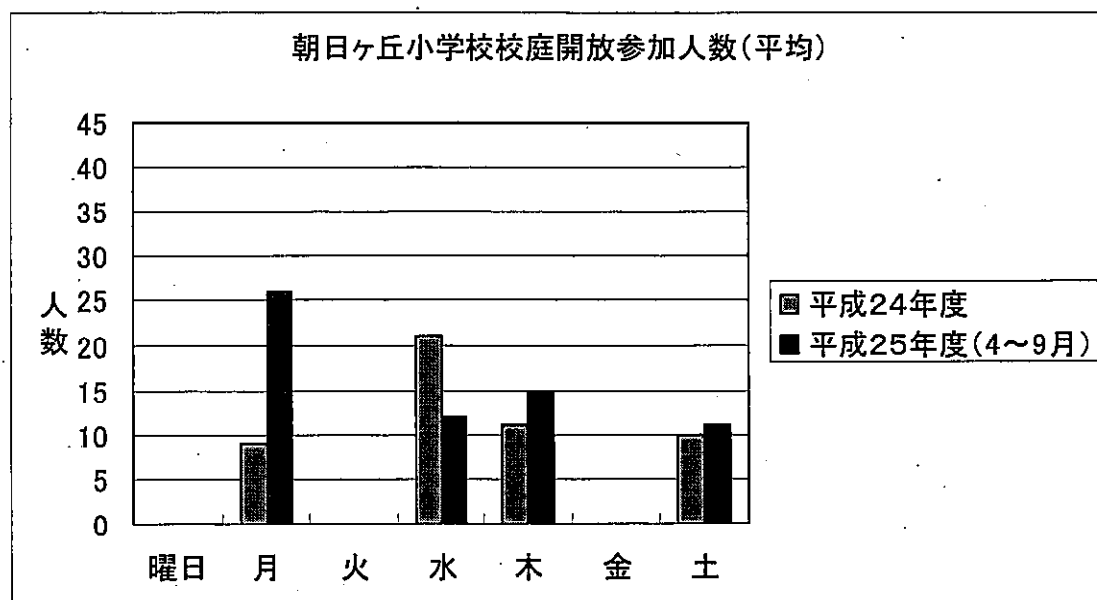
年度	曜日	月	火	水	木	金	土
平成24年度		0	0	4	0	5	6
平成25年度(4~9月)		0	0	39	0	40	9



## ②朝日ヶ丘小学校 ※実施曜日：月・水・木・土 (第2・4)

朝日ヶ丘小学校参加人数(平均)

年度	曜日	月	火	水	木	金	土
平成24年度		9	0	21	11	0	10
平成25年度(4~9月)		26	0	12	15	0	11



平成25年度 校庭開放安全管理人情報交換会

日 時:平成25年9月18日(水)

11時~12時

場 所:消防庁舎 多目的ホール

- 1 開会
- 2 自己紹介
- 3 校庭開放事業について
  - ・ 安全管理人の業務について
  - ・ 緊急時の対応について
  - ・ その他
- 4 情報交換
- 5 閉会

以上

## 放課後子どもプラン校庭開放事業について

### 1 放課後子どもプラン事業の目的

市内の各小学校区において、放課後や週末等に小学校施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としています。

### 2 安全管理人配置の目的

子ども達の安全管理を行うため。

### 3 安全管理人の主な業務について

#### (1) 安全管理面

- ・ケガ・事故等の対応（応急手当など）
- ・事業実施中の校庭等の見回り（不審者からの回避）
- ・事故・ケガ等の緊急時における生涯学習課への連絡。  
（場合によっては保護者への連絡なども含みます）
- ・ケガ等の緊急時対応のため、校庭開放専用携帯電話の携帯。
- ・参加者名簿の記入の徹底  
（傷害保険適用や事故・災害時の児童の把握に役立ちますので必ず書いてもらうようにお願いします）
- ・名札及び専用ベストの着用（不審者抑止に効果的）
- ・岩園小学校及び朝日ヶ丘小学校においては参加カードの確認

など

#### (2) 事務的なもの

- ・校庭開放日誌の記入及びその提出  
（雨天の場合は中止ですが、日誌は提出する必要がありますので、後日で結構ですので記入をお願いします）  
\*補助金交付申請の関係上、緊急時対応のために配布しております校庭開放専用携帯電話を使用された場合は、使用した目的や相手先などを日誌に記入していただきますようお願いします。  
（記入例：ケガの状況の報告のため生涯学習課に連絡 など）
- ・雨天中止の場合の学校との相談・連絡

### 4 ケガ等の対応について

#### (1) 転んだりしたときの簡単な応急手当について

原則、安全管理人で対応をお願いします。

（校庭開放専用の救急用具を配布していますので活用してください）

(2) 大きなケガの対応について

生涯学習課に状況等の連絡をお願いします。(緊急時対応のために配布しております校庭開放専用携帯電話を利用してください) 生涯学習課も現場に駆けつけます。学校とも連携協力しながら対応していく予定です。

5 緊急時の問い合わせについて

●生涯学習課●

0797-38-2091 (直通)

●生涯学習課職員●

\*平日は教育委員会生涯学習課へお願いします。

土曜日は下記へお願いします。

担当者：090-3354-1214 (北詰※)

090-5965-5821 (課長：長岡※)

090-8165-0099 (係長：北條※)

※個人の携帯電話のため、緊急時以外の連絡については、生涯学習課の方へお願いします。

以上

★緊急時対応 Q & A★

●子どものケガ・急病について

Q. 救急車を呼ぶ場合とは？

- A. ・呼吸がない，または呼吸困難
- ・胸の痛みがある
  - ・出血が多く，唇が白い，目がうつろ，言葉がはっきりしない，体温が下がっているなどの症状がある
  - ・腹部を強くうち痛みがおさまらない時
  - ・広範囲のやけど
  - ・意識がない，または意識混濁のとき
  - ・手足の麻痺
  - ・喀血・下血・吐血
  - ・骨折
  - ・けいれん
  - ・頭部を強く打ち，意識状態が悪い場合

Q. 意識がない，または意識混濁のとき

- A. ①教員などに支援を求め119番通報する。  
②子どもを楽な姿勢にさせる。  
③応急措置を行う。  
※応急措置については，研修会などを定期的に行っていく予定です。  
④ 保護者と生涯学習課へ連絡。（保護者の連絡先は，学校に確認する。）

Q. 楽な姿勢とは？

- A. 水平に寝かせ，衣服をゆるめ，保温等につとめる。

Q. 頭にケガのあるときの姿勢は？

- A. 頭部をやや高くした状態で寝かせる。

Q. 骨折に対する応急手当

- A. 聞き取りをしながら，痛みの箇所に変形，出血がないか確認し，骨折の疑いがあるときは，動かさず救急車を呼ぶ。

Q. やけどの応急手当

- A. できるだけ早く，水道水などの清潔な流水で10分以上冷やす。（靴下，衣類着用  
のときは，衣類ごと冷やす）

Q. 水の事故（溺れている子ども）の救助

- A. 119番通報をする。救助者は決して直接水に入らずロープや浮く物により救出。

Q. 熱中症の応急手当

- A. 涼しい場所に避難させ，衣服を脱がせ，うちわや扇風機も使用し，身体を冷やす。  
（首，脇の下，太ももの付け根などを冷やすと効果的）また，水分・塩分補給も重要で，スポーツドリンクは効果的。反応が鈍い場合は，直ちに119番通報。

**Q.けいれんに対する注意**

- A. 発作中のけがの予防のため、階段等の危険な場所から遠ざけ、近くに椅子やテーブルがある場合は移動させる。口の中へ手や物を入れてはいけません。

**Q.ケガを負っており一人での帰宅が難しい場合(電車が止まっている時)**

- A. ①保護者へ連絡し、迎えに来てもらう。(連絡先は子どもに確認する。)  
②生涯学習課に連絡。  
※保護者へ連絡し、迎えに来てもらうことが困難な場合は、生涯学習課にその旨連絡してください。

●生涯学習課●

0797-38-2091 (直通)

●生涯学習課職員●

担当者：090-3354-1214 (北詰※)

090-5965-5821 (課長：長岡※)

090-8165-0099 (係長：北條※)

※個人の携帯電話のため、土曜日の緊急時以外の連絡については、生涯学習課の方へお願いします。

●天候の急変について

**Q.黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなったとき**

- A. 局地的大雨の危険があるため、直ちに子どもを校庭から室内に避難させてください。当日参加者名簿に基づき安全を確認し、生涯学習課に連絡のうえ在室もしくは保護者に連絡のうえ下校させる等の判断を行う。建物内の安全にも配慮する。

**Q.雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりしたとき**

- A. 落雷の危険があるため、前問と同様の対応を行う。

**Q.急に冷たい風が吹き出したとき**

- A. 竜巻や突風の危険があるため、前問と同様の対応を行い、屋内でも窓や壁から離れる。

●不審者・不審物について

**Q.不審者を発見したとき**

- A. 大声や笛等も使用しながら子どもと共に安全な場所へ移動し、当日参加者名簿に基づき、子どもの安全を確認する。生涯学習課へ直ちに連絡をする。また教員への支援もお願いし、場合によっては110番通報も考えられるので学校と相談させてもらいながら、保護者への連絡等に協力する。

**Q.大規模な事故、災害、火災等が発生したとき**

- A. 大声や笛等で周知すると共に、迅速に子どもと共に安全な場所へ避難する。当日参加者名簿に基づき、子どもの安全を確認し、施設内での情報共有を図る。子どもを含むすべての来校者の避難誘導、110番・119番通報等につとめる。避難できれば生涯学習課へ直ちに連絡し、保護者への連絡等に協力する。

平成24年度

家庭開放日の参加人数

(平均は四捨五入)

月	精道	宮川	山手	岩園	朝日ヶ丘	潮見	打出浜	浜風	人数合計
4	242	511	149	11	61	152	169	91	1,386
平均	27	43	17	1	8	15	13	7	17
5	310	684	203	15	134	91	219	207	1,863
平均	28	46	28	8	11	6	11	10	19
6	344	703	275	11	154	219	366	215	2,287
平均	29	55	30	6	16	12	13	11	22
7	217	325	130	0	27	98	196	79	1,072
平均	31	25	10	0	3	8	14	6	12
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	677	852	195	45	200	0	241	121	2,331
平均	45	50	14	6	18	0	15	8	20
10	896	607	260	67	197	160	380	89	2,656
平均	37	36	16	7	15	12	17	4	18
11	947	772	333	47	215	94	416	76	2,900
平均	45	37	18	6	15	0	21	4	19
12	0	24	0	6	30	112	4	18	194
平均	0	24	0	6	15	37	2	5	11
1	26	40	0	16	35	185	8	20	330
平均	13	20	0	8	18	62	4	7	17
2	15	39	0	12	19	50	9	17	161
平均	8	20	0	6	10	16	6	6	19
3	431	509	205	12	125	227	177	96	1,782
平均	36	39	19	2	14	19	13	9	19
合計	4,105	5,066	1,750	242	1,197	1,388	2,185	1,029	16,962
平均	27	36	14	6	13	17	12	7	-



平成23年度 校庭開放日の参加人数(平均は四捨五入)

月	精道	宮川	山手	岩園	朝日ヶ丘	潮見	打出浜	浜風	人数合計
4	131	439	188	28	79	135	153	51	1,204
平均	16	49	21	6	13	11	13	4	17
5	288	797	219	28	157	190	162	84	1,925
平均	26	50	14	4	14	11	10	6	17
6	252	902	580	33	259	253	313	139	2,731
平均	21	47	31	3	24	13	15	7	20
7	189	480	258	8	92	83	152	69	1,331
平均	24	48	26	1	18	9	14	6	18
8	—	—	—	—	—	—	—	—	0
平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	228	665	199	46	272	124	296	70	1,900
平均	23	42	13	5	25	10	20	5	18
10	391	646	485	14	237	279	280	111	2,443
平均	36	43	27	2	18	12	16	5	20
11	397	870	607	29	176	112	224	56	2,471
平均	33	44	32	3	16	6	12	3	19
12	2	0	0	3	11	55	19	13	103
平均	2	0	0	3	11	28	10	4	7
1	3	20	43	6	18	73	6	14	183
平均	2	20	22	6	9	24	3	4	13
2	0	0	0	0	0	15	3	4	22
平均	0	0	0	0	0	5	3	2	11
3	227	557	268	12	124	127	189	53	1,557
平均	28	46	21	3	12	11	15	4	18
合計	2,108	5,376	2,847	207	1,425	1,446	1,797	664	15,870
平均	19	35	19	3	15	13	12	5	15

こうていかいほう ほうかご じぎょう し  
～校庭開放(放課後子どもプラン事業)のお知らせ～

やまてしょうがっこう こうてい あそ  
山手小学校の校庭で遊べます！！

かいほうび めん み  
開放日：うら面のカレンダーを見てください

じ かん がつ がつ ごご じ ごご じ  
時間：10月11月は午後4時～午後5時

がっ ごご じ ごご じ  
※9月は午後4時～午後6時まで

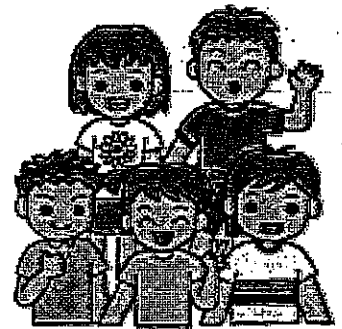
かようび ごご じ ぶん ごご じ  
※火曜日は午後3時30分～午後5時

どようび こうていかいほう がっ へいじつ  
※土曜日の校庭開放はありません(12月は平日もありません)

こうてい あそ き とき やくそく  
★校庭に遊びに来た時のお約束★

こうてい き めいぼ なまえ か あそ  
校庭に来たら名簿に名前を書いてから遊びましょう

- ・校庭開放管理人さんにあいさつしてから遊びましょう
- ・学校におやつを持ってきません
- ・終わりの時間が来たらうちに帰りましょう
- ・雨の日は校庭開放は中止です



～ 保護者のみなさまへ ～

§校庭開放終了後の下校時の見守りボランティア等はありませんので、安全面に不安を感じる場合は、保護者が迎えに行くなどの対応をとってください。

●不審者侵入防止等の目的で、事業中は安全管理人を配置していますが、安全管理人に指導権限はありませんので、子どもたちには危ない遊びをさせないよう家庭においても徹底してください。

◎校庭開放中の怪我については、傷害保険に入っています。保険の適用のために子どもたちには名簿に名前を書くように伝えてください。

◎校庭開放中に大きな怪我をした場合は、保護者の方に連絡を取る必要がありますので子どもに連絡先(保護者の携帯電話番号等)を、必ず教えておいてください。

◎学校におやつを持って行かないよう、お声掛けをお願いします。

※PM2.5(微小粒子状物質)や光化学スモッグに係る注意喚起情報が発信された場合は、中止になります。

【問い合わせ先：芦屋市教育委員会 生涯学習課 電話(38)2091】

【精道・宮川・潮見・打出浜・浜風小学校】

# ～校庭開放(放課後子どもプラン事業)のお知らせ～

## 小学校の校庭で遊べます！！

開放日：うら面のカレンダーを見てください

時間：10月11月は午後4時～午後5時

※9月は午後4時～午後6時

※土曜日は午前9時～12時

※12月の平日の校庭開放はありません

★校庭に遊びに来た時のお約束★

校庭に来たら名簿に名前を書いてから遊びましょう

- ・校庭開放管理人さんにあいさつしてから遊びましょう
- ・学校におやつを持ってきません
- ・終わりの時間が来たらおうちに帰りましょう
- ・雨の日は校庭開放は中止です



### ～ 保護者のみなさまへ ～

**S 校庭開放終了後の下校時の見守りボランティア等はありませんので、安全面に不安を感じる場合は、保護者が迎えに行くなどの対応をとってください。**

●不審者侵入防止等の目的で、事業中は安全管理人を配置していますが、安全管理人に指導権限はありませんので、子どもたちには危ない遊びをさせないよう家庭においても徹底してください。

◎校庭開放中の怪我については、傷害保険に入っています。保険の適用のために子どもたちには名簿に名前を書くように伝えてください。

◎校庭開放中に大きな怪我をした場合は、保護者の方に連絡を取る必要がありますので子どもに連絡先(保護者の携帯電話番号等)を、必ず教えておいてください。

◎学校におやつを持って行かないよう、お声掛けをお願いします。

×PM2.5(微小粒子状物質)や光化学スモッグに係る注意喚起情報が発信された場合は、中止になります。

【問い合わせ先：芦屋市教育委員会 生涯学習課 電話 (38) 2091】

# ～校庭開放(放課後子どもプラン事業)のお知らせ～

(岩園小学校)

※一旦帰らないでも校庭開放に参加できます！

※一旦帰らないで参加する場合は、参加カードが必要です。

\*参加カードには、必ず参加する日付と保護者の方の押印をお願いします。

\*保護者の方の押印が無い場合は参加できませんので、ご注意ください。

(注意) 一旦帰ってから校庭開放に参加する場合は参加カードは必要ありません。

土曜日の校庭開放も参加カードは必要ありません。

## 〈参加カードの見本〉

- ① 参加する日付
  - ② 保護者の押印
- をお願いします。

放課後子どもプラン 校庭開放事業 参加カード

00 小学校 / 年 / 組 正名 子及太郎

5/9	/	/	/	/	/	/	/	/	/
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

※岩園下校や見守りボランティアはありませんが、下校時の安全確保に万全を期する場合は、保護者が児童を帰宅に行かざるを諦めとしていただく必要があります。

〈問合せ先〉 芦屋市教育委員会 生涯学習課  
電話: 0787-38-2091(直通)  
開庁時間: 8:00-17:30(土・日・祭日休館)

(表面)

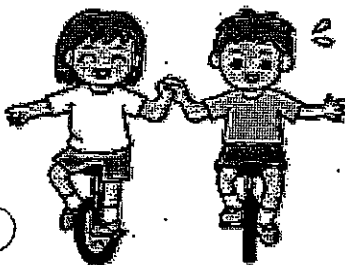
ケガ等があった時の対応のために緊急連絡先の記入をお願いします。

※保護者緊急連絡先

保護者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(参加カードの裏面)



※校庭開放の時間帯は、平日は3時～5時です。

3時から3時30分までは待機時間となります。

待機場所: 別棟校舎の階段下付近に集合

待機場所に校庭開放安全管理人がいますので、参加カードを提示してください。

**校庭開放曜日: 水, 金, 第 2・4 土曜日**

## 〈校庭開放に参加する場合のお願い〉

校庭開放終了後の下校時の見守りボランティア等はありませんので、安全面に不安を感じる場合は、保護者が迎えに行くなどの対応をとってください。

【問い合わせ先: 芦屋市教育委員会 生涯学習課 電話 (38) 2091】

# ～校庭開放(放課後子どもプラン事業)のお知らせ～

(朝日ヶ丘小学校)

※一旦帰らないでも校庭開放に参加できます！

※一旦帰らないで参加する場合は、参加カードが必要です。

\*参加カードには、必ず参加する日付と保護者の方の押印をお願いします。

\*保護者の方の押印が無い場合は参加できませんので、ご注意ください。

(注意) 一旦帰ってから校庭開放に参加する場合は参加カードは必要ありません。  
土曜日の校庭開放も参加カードは必要ありません。

## 〈参加カードの見本〉

- ① 参加する日付
- ② 保護者の押印  
をお願いします。

放課後子どもプラン 校庭開放事業 参加カード  
 00 小学校 / 年 / 組 氏名 鈴木太郎

日	月	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

※放課下校中見守りボランティアはございませんので、下校時の安全面等に不安を感じる場合は、保護者が迎えに行くなどの対応をとっていただきますようお願いいたします。

〈問合せ先〉 芦屋市教育委員会 生涯学習課  
 電話：0787-36-2091(直通)  
 開校時：9:00-17:30(土・日・休業日は除く)

(表面)

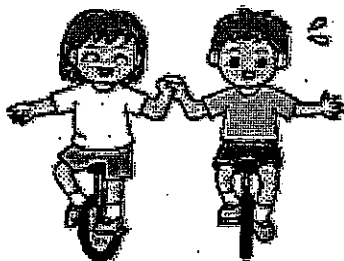
ケガ等があった時の対応のために緊急連絡先の記入をお願いします。

※保護者緊急連絡先

保護者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(参加カードの裏面)



※校庭開放の時間帯は、平日は3時～5時です。

3時から3時30分までは待機時間となります。

待機場所：ピロティ下の運動場へ向かう階段あたりに集合

待機場所に校庭開放安全管理人がいますので、参加カードを提示してください。

**校庭開放曜日：月、水、木、第2・4土曜日**

## 〈校庭開放に参加する場合のお願い〉

校庭開放終了後の下校時の見守りボランティア等はありませんので、安全面に不安を感じる場合は、保護者が迎えに行くなどの対応をとってください。

【問い合わせ先：芦屋市教育委員会 生涯学習課 電話 (38) 2091】

# ○芦屋市放課後プラン(子ども教室型放課後対策)事業実施要綱

平成22年4月1日

芦屋市放課後プラン事業(子ども教室型放課後対策)実施要綱(平成20年芦屋市要綱)の全部を次のように改正する。

## (目的)

第1条 この要綱は、放課後や週末等に学校の施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、芦屋市とする。

2 事業の実施については、芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体その他の団体等に委託して行うことができるものとする。

## (対象児童等)

第3条 本事業の主な対象は、市内に住所を有する幼児、小学校の児童及び中学校の生徒とする。

## (事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を確保すること。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の場を提供すること。
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むこと。
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティを充実させること。
- (5) その他、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

## (実施場所の指定)

第5条 この事業を実施する学校は、地域の実情及び学校の施設の状況等を考慮して教育委員会が指定する。

## (実施期間及び実施時間)

第6条 この事業の実施期間及び実施時間は、別に定める。

## (運営委員会)

第7条 この事業を円滑に運営するため、芦屋市放課後子どもプラン運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 事業における安全管理対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に関し必要な事項

## (組織)

第8条 運営委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 地域関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 行政関係者

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、生涯学習を所管する課において処理する。

(実施体制等)

第13条 この事業の実施のため、教育委員会は、次の各号に掲げる者を選任及び配置し、それぞれ当該各号に定める事項を行わせる。

(1) コーディネーター 事業の総合的な調整

(2) 教育活動推進員 学習支援、体験、交流活動等のプログラム（次号において「プログラム」という。）の実施

(3) 教育活動サポーター プログラムの実施のサポート及び子どもたちの安全管理

(損害賠償)

第14条 利用者は、活動中に施設又は設備を故意又は過失により、破損又は滅失したときは、これらを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(費用等)

第15条 コーディネーター、教育活動推進員及び教育活動サポーターの謝礼については、兵庫県の補助金積算基準単価により積算した額を支払うものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。



## 校庭開放用品希望シート

希望日	平成 年 月 日( )		
学校名			
希望者			
希望する 校庭開放用品		数量	
※注意点※	<p>この希望シートは、校庭開放中の怪我に対する応急手当に使用する救急用品や校庭開放日誌、参加者名簿等、校庭開放にかかる用品で足りなくなったものを補充するためのものです。</p> <p>補充を希望される場合は、FAX又は学校経由の連絡便にて生涯学習課まで送付して下さい。</p>		

芦屋市教育委員会生涯学習課

TEL 38-2091

FAX 38-2072

生涯学習課事務処理欄( 受付者: )

## 応急手当講習会の講演次第

昔から言い伝わっていることで、間違っている応急手当がたくさんあります。

- ① 鼻血の処置（首の後ろをたたく）
- ② やけどの処置（アロエ・醤油・みそを塗る・水ぶくれは破る）
- ③ 蜂に刺されたら（傷口に自分のおしっこを掛け消毒する）
- ④ 魚の骨が喉に刺さったときは（ご飯を嘔まらずに丸呑みにする）
- ⑤ 苦しんでいる人は、（とにかく上向きに寝かす）
- ⑥ 発熱があるときは（おでこを冷やす）
- ⑦ 古釘を踏んだら（カナズチで踏んだところをたたく）
- ⑧ 毒蛇に噛まれた人は（毒を吸ってやる）
- ⑨ 倒れている人を発見したら（動かすな！）
- ⑩ ケイレンしている場合（舌を噛まないように、指や物を入れる。）
- ⑪ 心臓の位置は（胸の左側にある）

※（○○○○○は間違いです。）

# 心肺蘇生法

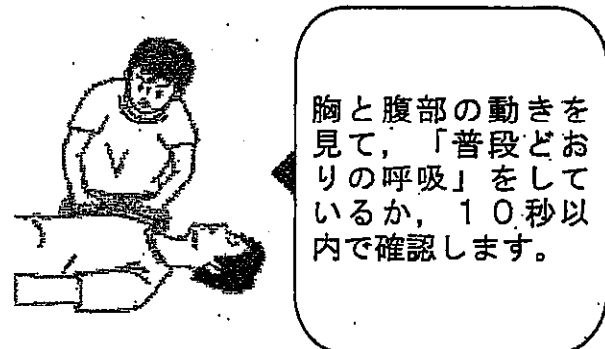
## 1. 意識がないか確認する



## 2. 反応がなかったら大声で助けを求め、119番通報とAED搬送を依頼

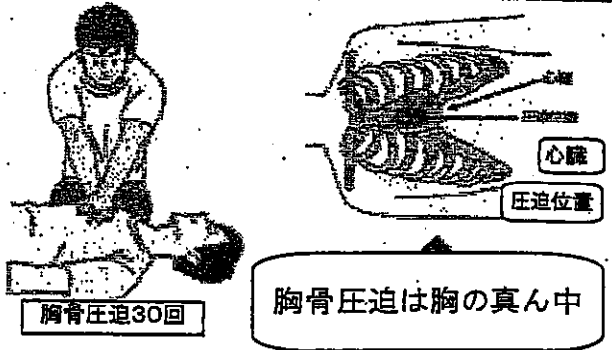


## 3. 呼吸を確認する



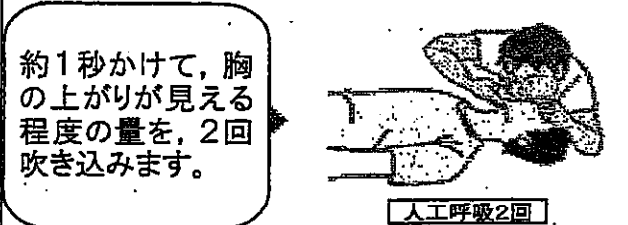
## 4. AEDが到着したら

## 5. 胸骨圧迫の呼吸がなくなった場合、胸骨圧迫を30回行う



- ★強く(少なくとも胸が5cm沈み込むまで)
- ★早く(少なくとも1分間に100回のテンポ)
- ★絶え間なく(30回連続)

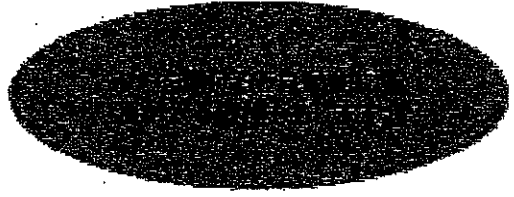
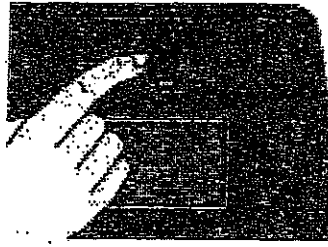
## 6. 胸骨圧迫の後に人工呼吸を2回行う



※ 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返して行います。

- 人工呼吸を行わなくても良い場合
- ・ 口対口の人工呼吸がためられる場合
  - ・ 一方向弁付人工呼吸用具がない場合
  - ・ 血液や嘔吐物などにより感染危険がある場合

まず、電源を入れる。



2. 電極パッドを貼る



電極パッドを張る位置は電極パッドに書かれた絵のとおり、皮膚にしっかりと貼ります。体が汗などで濡れていたら、タオル等で拭き取ってください。



※おおよそ6歳ぐらまでは、小児用電極パッドを貼ります。小児用の電極パッドがなければ、成人用の電極パッドを代用します。

離れて下さい。



心電図解析中は、傷病者に触れてはいけません。

3. ショックボタンを押す

誰も傷病者に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押します。



ショックボタン

以後は、AEDの音声メッセージに従います。

心肺蘇生とAEDの手順は、救急隊に引き継ぐか、何らかの応答や目的のあるしぐさ（例えば、嫌がるなどの体動）が出現したり、普段通りの呼吸が出現するまで続けます。

問い合わせ：声屋市消防本部  
警防課 救急救命担当  
TEL:0797-32-2345

## 芦屋市 AED設置公共施設一覧表

	名 称	住 所	電 話 番 号		名 称	住 所	電 話 番 号
1	市役所南館1階	精道町7-6	31-2121	31	打出浜小学校	新浜町8-2	23-4581
2	市役所北館1階	精道町7-6	31-2121	32	奥池集会所	奥池南町34-4	32-0763
3	市立芦屋病院(南病棟)	朝日ヶ丘町39-1	31-2156	33	朝日ヶ丘集会所	朝日ヶ丘町30-9	23-4896
4	市立芦屋病院(北外来棟)	朝日ヶ丘町39-1	31-2156	34	翠ヶ丘集会所	翠ヶ丘町9-15	22-2475
5	和風園	朝日ヶ丘町39-20	23-0485	35	大原集会所	大原町20-2	38-7782
6	総合運動公園	陽光町1-1	25-2023	36	茶屋集会所	茶屋之町8-20	32-1232
7	保健福祉センター	呉川町14-9	31-0612	37	前田集会所	前田町8-17	23-3899
8	あしや温泉	呉川町14-10	32-0204	38	春日集会所	春日町13-17	32-5377
9	休日応急診療所	公光町5-13	21-2782	39	竹園集会所	竹園町5-6	22-2484
10	上宮川文化センター	上宮川町10-5	22-9229	40	西蔵集会所	西蔵町11-16	32-0764
11	あしや市民活動センター	精道町5-11	57-0511	41	打出集会所	大東町17-3	23-2329
12	打出教育文化センター	打出小槌町15-9	38-7130	42	浜風集会所	浜風町3-2	38-0960
13	市民センター	業平町8-24	31-4995	43	潮見集会所	潮見町7-1	32-4359
14	老人福祉会館(市民センター別館)	業平町8-5	31-4995	44	芦屋健康福祉事務所	公光町1-23	32-0707
15	芦屋市立図書館	伊勢町12-5	31-2301	45	兵庫県警察学校	朝日ヶ丘町4-10	23-2111
16	体育館	川西町15-3	31-8228	46	県立芦屋高等学校	宮川町6-3	32-2325
17	青少年センター	川西町15-3	31-8228	47	県立芦屋特別支援学校	陽光町8-37	25-5311
18	朝日ヶ丘公園プール	朝日ヶ丘町11-11	32-3920	48	県立芦屋国際中等教育学校	新浜町1-2	38-2293
19	海浜公園プール	浜風町30-1	22-8861	49	県立国際高等学校	新浜町1-2	35-5931
20	芦屋公園庭球場	松浜町4	34-8886	50	県立海洋体育館	浜風町30-2	32-2255
21	精道中学校	南宮町9-7	32-1121	51	JR芦屋駅	船戸町1-30	22-3271
22	山手中学校	三条町39-10	32-1122	52	阪急芦屋川駅	西山町1	06-6133-3473
23	潮見中学校	潮見町20-1	34-1601	53	潮芦屋交流センター	海洋町7-1	25-0511
24	精道小学校	精道町8-25	32-1111	54	みどり地域生活支援センター	新浜町3-2	32-0030
25	宮川小学校	浜町1-9	32-1112	55	阪神芦屋駅	公光町11番	0798-48-1500
26	山手小学校	山手町8-3	32-1113	56	市立美術博物館	伊勢町12-25	38-5432
27	岩園小学校	岩園町23-41	32-1114	57	芦屋警察署	公光町6-7	23-0110
28	朝日ヶ丘小学校	朝日ヶ丘町10-10	32-1115				
29	浜風小学校	浜風町1-1	23-4591				
30	潮見小学校	潮見町1-2	34-0721				

※AEDについては設置届出義務がありませんので、芦屋市消防本部で確認している施設を掲載しております。

## 芦屋市(民間) AED設置施設一覧表

施設名			台数	場所	施設名			台数	場所
<b>★ 学校・保育園関係</b>					<b>★ 銀行・信用金庫</b>				
1	芦屋大学(短大・中高含む)	5	六麓荘町13-22	29	三井住友銀行芦屋駅前支店	1	船戸町2-1		
2	芦屋大学総合運動場	1	高浜町1-1	30	三井住友銀行芦屋支店	1	公光町11-9		
3	甲南中・高等学校	6	山手町31-3	31	尼崎信用金庫芦屋支店	1	東山町6-16		
4	夢咲保育園	1	春日町21-8	32	尼崎信用金庫阪神芦屋支店	1	精道町6-14		
5	山手夢保育園	1	東芦屋町6-10	33	尼崎信用金庫打出支店	1	浜町9-13		
6	浜風夢保育園	1	浜風町1-1	<b>★ 宿泊施設</b>					
<b>★ 老人施設</b>					34	ホテル竹園芦屋	1	大原町10-1	
7	ベネッセホーム くらら芦屋	1	川西町7-15	35	大阪ガス奥池ロッジ	1	奥池南町47-16		
8	こころあい芦屋	1	岩園町29-14	36	カシオ芦屋保養センター	1	奥池南町46-24		
9	アクティブライフ山芦屋	1	山芦屋町9-18	<b>★ マンション</b>					
10	アクティブライフ芦屋	1	岩園町11-15	37	芦屋ハイタウン	1	大東町18-6		
11	あしや喜楽苑	1	潮見町31-1	38	ロイヤルヴィーゼ芦屋	1	南宮町14-1		
12	さくらの園	1	陽光町3-21	39	ファミリー芦屋東	1	南宮町18-3		
13	愛しや	1	浜風町31-3	40	芦屋松浜ハイツ	1	松浜町5-15		
14	芦屋ブーケの里	1	打出町6-4	41	シャトー芦屋	1	朝日ヶ丘町19-6		
15	マイライフ芦屋	1	陽光町8-30	<b>★ 医療機関</b>					
16	ロングライフ芦屋	1	業平町2-18	42	宮崎内科クリニック	1	春日町7-3		
<b>★ スポーツ・美術館施設</b>					43	芦屋浜医療センター	1	高浜町7-2	
17	セントラルスポーツクラブ	1	船戸町4-1-5F	44	幸原小児科内科医院	1	南宮町7-1		
18	スポーツクラブ・アクトス	1	海洋町10-3	45	あずみクリニック	1	松ノ内町6-23		
19	ミズノスポーツプラザ潮芦屋	1	涼風町5-1	46	瀬野内科医院	1	大原町11-24		
20	芦屋シーサイドテニス	1	潮見町31-1	47	いとう内科	1	西芦屋町8-9		
21	芦屋グリーンランドテニスクラブ	1	朝日ヶ丘町8-22	48	ながれたに内科クリニック	1	清水町10-6		
22	芦屋カントリー倶楽部	1	奥山町1-25	49	野村医院	1	伊勢町5-10		
23	滴翠美術館	1	山芦屋町13-3	50	吉龍医院	1	潮見町7-2		
<b>★ 百貨店・スーパー・店舗</b>					51	藤崎整形外科	1	船戸町2-1-206	
24	大丸芦屋店 1階	1	船戸町1-31	52	古川耳鼻咽喉科医院	1	大原町5-1		
25	コープデイズ芦屋	1	大原町9-1	53	にしわき消化器内科 外科クリニック	1	浜町9-9		
26	コープ浜芦屋店	1	呉川町16-22						
27	ラポルテ本館(5F管理事務所)	1	船戸町4-1						
28	ラポルテ西館(B1管理事務所)	1	船戸町2-1						

## 熱中症の応急手当の方法

### ●涼しい環境に避難させる

風通しのよい日陰やクーラーが効いている室内などが適しています。

### ●衣服を脱がせ、体を冷やす

涼しい場所へ移動したら、体から熱を奪うためにうちわや扇風機で風を当てるのが一番効果的です。

●風が当たるように衣服を脱がせて皮膚を露出し、あまり汗をかいていないようであれば、皮膚に水をかけて濡らしてから風を当てる必要があります。このとき、氷水をかけるよりもぬるい水をかけてから風を当てると効果的です。

●氷嚢などが準備できれば、首、脇の下、太ももの付け根などに当てると冷却の助けになります。

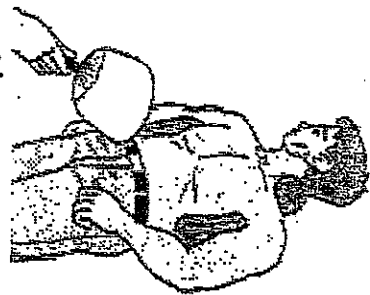
### ●水分、塩分を補給する

熱中症の傷病者は、発汗によって脱水状態になっているので、水分を十分に補うことも重要です。

汗により水だけでなく塩分も喪失しているため、できれば水だけでなく、少量の塩を加えた水か、もしくは最初から塩分の含まれているスポーツドリンクを飲ませるほうが効果的です。

### ●楽な体位にする

傷病者の楽な体位をとりますが、特に立ちくらみがあるような場合は脱水が進んでいるので、ショック体位（仰向けで、足側を15cmから30cm高くした体位）にすると楽になることがあります。



## 出血時の止血法

一般に体内の血液の20%が急速に失われると出血性ショックという重篤な状態になり、30%を失えば生命に危険を及ぼすといわれています。したがって、出血量が多いほど、止血手当を迅速に行う必要があります。出血時の止血法としては、出血部位を直接圧迫する直接圧迫止血法が基本です。

### ●出血部位を確認します

### ●出血部位を圧迫します

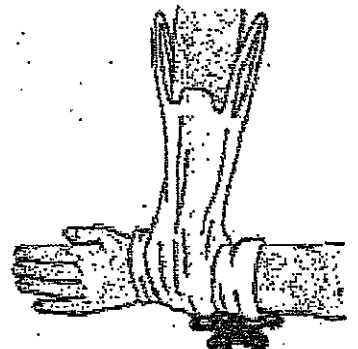
●きれいなガーゼやハンカチ、タオルなどを重ねてきず口に当て、その上を手で圧迫します。

●大きな血管からの出血の場合で、片手で圧迫しても止血しないときは、両手で体重を乗せながら圧迫止血をします。

●止血の手当を行うときは、感染防止のため血液に直接触れないように、できるだけビニール製やゴム製の手袋またはビニール袋を使用します。

●止血をどめるために手足を細い紐や針金で縛ることは、神経や筋肉を損傷するおそれがあるので行いません。

●ガーゼなどが血液で濡れてくるのは、出血部位と圧迫位置がずれているか、または圧迫する力が足りないためです。



## やけどの応急手当

●やけどは、すぐに水で冷やすことが大切です。やけどを冷やすと、痛みが軽くなるだけでなく、やけどが悪化することを防ぐことも出来ます。

●できるだけ早く、水道水などの清潔な流水で十分に冷やします。

●靴下など衣類を着ている場合は、衣類ごと冷やします。

●氷やアイスパックを使って冷やすと、冷えすぎてしまい、かえって悪化することがあるので注意します。

●広い範囲にやけどをした場合は、やけどの部分だけでなく体全体が冷えてしまう可能性があるため、冷却は10分以内にとどめます。

●小さい子どもや老人は、比較的小さいやけどでも命に関わる可能性があるため注意します。

●火事などで煙を吸ったときは、やけどだけでなく喉や肺が傷ついている可能性があるため、救急車で医療機関に行く必要があります。



## 骨折に対する応急手当

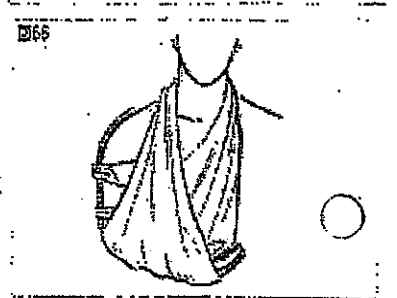
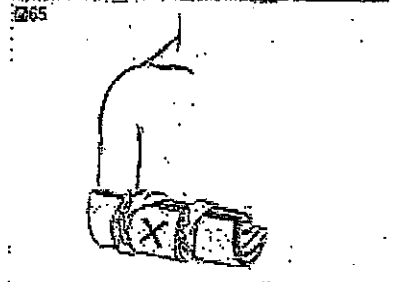
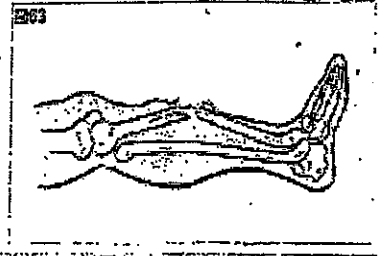
### ●部位の確認

- 痛がっているところを聞きます。
- 可能であれば痛がっているところに変形、出血がないかを確認します。
- 確認する場合は、痛がっているところを動かしてはいけません。

### ●骨折の症状

(激しい痛みや腫れがあり、動かすことができない。変形が認められる。骨が飛び出している。)

- 骨折の疑いがあるときは、骨折しているものとして、手当をします。
- ### ●固定(そえ木、三角巾など)
- 変形している場合は、無理に元の形に戻してはいけません。
  - 協力者がいれば、骨折しているところを支えてもらいます。
  - 傷病者が支えることができれば、自ら支えてもらいます。
  - そえ木を当てます。
  - 三角巾などでそえ木に固定します。
  - そえ木は、骨折部の上下の関節が固定できる長さのものを使用します。
  - 固定するときは、傷病者に知らせてから実施し、顔色や表情を見ながら固定します。



## 気道異物の除去

口や喉などに異物(食物など)が詰まっている場合に、異物を取り除く方法

### ●傷病者に反応(意識)がある場合

傷病者に「喉が詰まったの?」と尋ね、声が出せず、うなずくようであれば窒息と判断し、ただちに行動しなければなりません。

- 119番通報を誰かに頼むとともに、ただちに以下の二つの方法を数回ずつ繰り返し、異物が取れるか、傷病者の反応がなくなるまで異物の除去を試みます。
- 傷病者が咳をすることが可能であれば、できるだけ咳を続けさせます。咳ができれば、それが異物の除去にもっとも効果的です。

### ●背部叩打法

- 背中をたたきやすいように傷病者の横に回ります。
- 手の付け根で肩甲骨の間を力強く、何度も連続してたたきます。

### 背部叩打法



### ●腹部突き上げ法

- 傷病者を後ろから抱えるように腕を回します。
- 片手で握りこぶしを作り、その親指側を傷病者のへそより上で、みぞおちの十分下方に当てます。
- その手をもう一方の手で包むように握り、すばやく手前上方に向かって圧迫するように突き上げます。
- 妊婦や乳児に対して、腹部突き上げ法は行ってはいけません。背部叩打法のみを行います。
- 横になっている傷病者が自力で起き上がれない場合は、背部叩打法を行います。
- 腹部突き上げ法と背部叩打法の両方が実施可能な状況で、どちらか一方を行っても効果のない場合は、もう一方を試みます。

### 腹部突き上げ法



- 腹部突き上げ法を行った場合は、腹部の内臓をいためている可能性があるため、実施したことを到着した救急隊に伝えてください。また、119番通報前に異物が取れた場合も、医師の診察を受けてください。

### ●傷病者に反応(意識)がない場合

- 心肺蘇生法を行ってください。

(財)救急振興財団 応急手当講習会テキストから引用


問い合わせ: 芦屋市消防本部 警防課 救急救命担当 TEL: 0797-32-2345



# 家庭の防火

## ちょっとした心がけで防げます。火の用心のポイント。

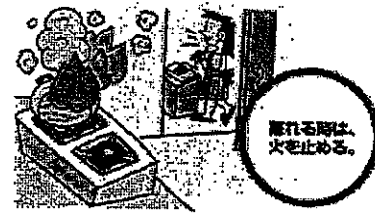
住宅火災の多くは、普段の生活のちょっとした火の不始末や不注意によって起こっています。家族一人ひとりの心がけで、未然に防くことが出来る火災もたくさんあります。防火のポイントを知り、火事を起こさないように家族全員で確認しましょう。



家の周りにダンボール箱など燃えやすいものを置くと、放火される原因となります。整理整頓しましょう。



寝たばこは絶対やめましょう。安全な場所で、いつでも灰皿に水を入れて確実に火を消しましょう。



天ぷらを揚げる時は、その場を離れない。


電話や来客があったら、必ず火を止めてからコンロの前を離れましょう。消火器を備えておきましょう。



緊急の際は  
消火器の訪問点検にご注意!



子供にはマッチやライターで遊ばせない。子供に火の怖ろしさを教えましょう。子供だけで花火をするのはやめましょう。

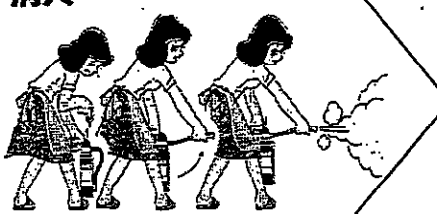


ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

ストーブの周囲に燃えやすいものを置くのはやめましょう。洗濯物をストーブで乾かさないようにしましょう。

## いざ、火災が発生すれば

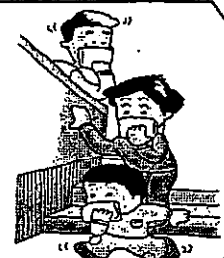
消火



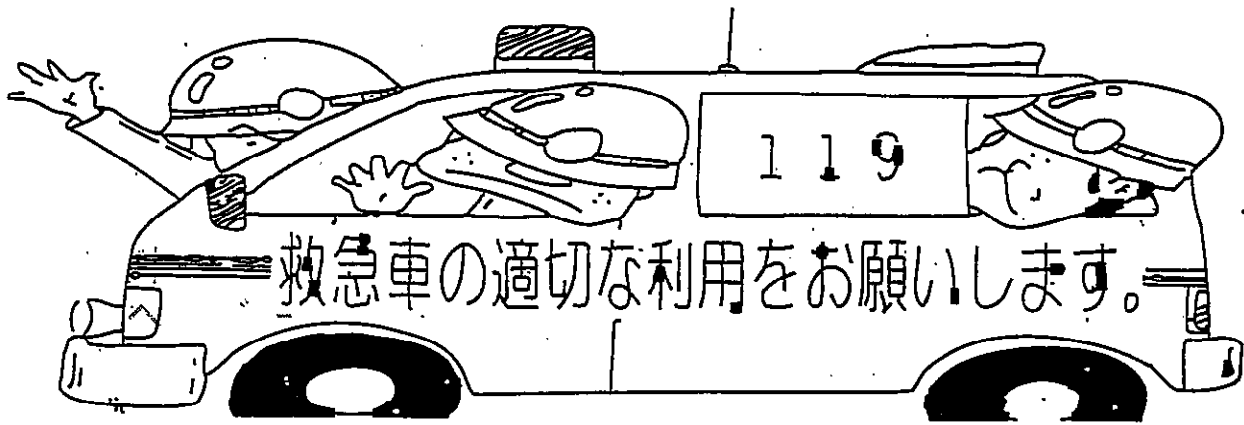
通報  
119



避難



芦屋市消防本部



芦屋市には、現在4台の救急車が配置されていますが、高齢化や疾病構造の変化などに伴い、救急医療に対する市民のニーズが高まり、年々救急出動件数が増えています。

しかしその中に、急を要する病気やケガではないが、便利なので利用するというような出動が増えています。

救急車は本来、命にかかわるような重い病気やケガの人を一刻も早く病院へ搬送するための車両です。

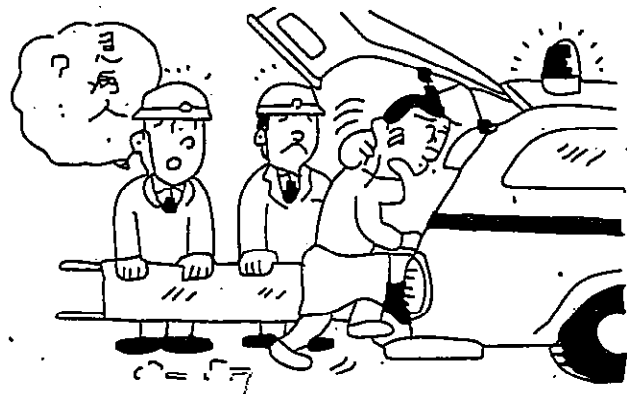
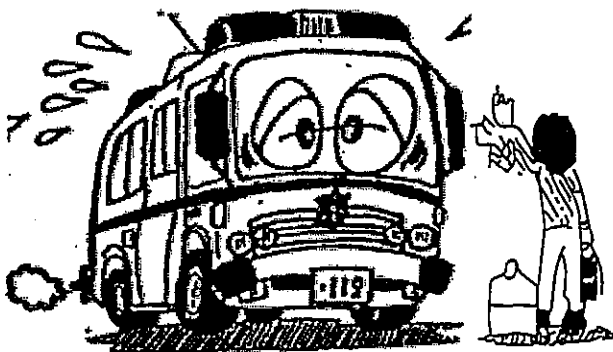
昨年、救急車で搬送された人のうち、入院する必要がなく、治療が終わるとその日のうちに自宅等へ帰ってくる人が、全体の5割を超えています。

### 次のような救急車の利用をやめましょう。

- ・通院や予定している入院のために、救急車を使って病院へ行く。
- ・自家用車やタクシーなどでも病院へ行けるが、早く診てもらえそうなので救急車を使う。

このような利用をすれば、1分1秒を争う重病人やけが人の搬送に支障をきたす恐れがあります。

ピーポー ピーポー



救急車の利用については、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

## 平成25年度校庭開放安全管理人研修会及び情報交換会まとめ

日時	平成25年9月18日(木) 9:30~12:00
場所	消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	<p>&lt;研修会 9:30から10:50&gt;          講師： 消防本部救急課 課長 小林 照信          校庭開放安全管理人：出席者一覧表のとおり          事務局：生涯学習課管理係長 北條 安希          生涯学習課 北詰 真衣</p> <p>&lt;説明会 11:00から12:00&gt;          校庭開放安全管理人：出席者一覧表のとおり          事務局：生涯学習課長 長岡 一美          生涯学習課管理係長 北條 安希          生涯学習課 北詰 真衣</p>

### 研修会

講師：消防本部 救急課 課長 小林 照信  
 テーマ：応急手当講習会（別紙資料のとおり）

### 情報交換会

- 1 開会（生涯学習課長あいさつ）
- 2 自己紹介
- 3 校庭開放事業について
  - ・ 校庭開放安全管理人の業務について
  - ・ 緊急時対応Q&Aの配布
  - ・ 校庭開放用品希望シートについて
  - ・ 救急箱の定期点検について
  - ・ 携帯電話の充電について
  - ・ 保護者向けの配布チラシについて
- 4 情報交換
- 5 閉会

### 情報交換要旨

#### <精道小学校>

名簿の記入について、子どもたちが名簿に記入しにくるのを待つべきか、名簿を持ち回って記入してもらおうべきでしょうか。

救急用品について、バンドエイドの大箱は使い切れないうちに粘着力がなくなるので不要です。

<潮見小学校>

管理人の居場所に困ります。いつも朝礼台の上に名簿を置いているが、書くという習慣がないので、子どもたちは素通りです。管理用のイスと机があれば、名簿を書いてもらいやすくなるのでは。

<打出浜小学校>

子どもが、名簿を書かないといけないという事を知らないので、名簿の記入について徹底できていないと感じます。学校の先生の協力が必要ではないでしょうか。

<事務局：北詰>

名簿記入の周知について、学校に協力を求めたいと思います。

<浜風小学校>

中学生も遊びに来ますが、校庭開放に中高生が遊びに来ることについては良いのでしょうか。

<精道小学校>

精道の場合は、小学校に対しての校庭開放なので、気を付けて遊ぶように声をかけています。

<事務局：北詰>

校庭開放の対象は主に小学生です。中高生が遊ぶことは不可ではありませんが、中高生と小学生では体格が違うので、遊ぶ際は気を付けて遊ぶように呼びかけていただきたいです。中高生は名簿、保険の対象にはなりません。

<朝日ヶ丘小学校>

中高生が怪我して救急車を呼ぶような時はどうすれば良いですか。

<浜風小学校>

少し前に神戸の高校生が遊びに来ていて怪我をしたことがありました。家に帰しましたが、保険も出ないし、その場合はどのように対処すれば良いのでしょうか。

<事務局：北詰>

もしそのようなことがあれば管理業務の範疇ではありませんが、生涯学習課に相談の上、出来る限りのことはお願いしたいと思います。

<浜風コミスク>

校庭開放に遊びに来ている子どもか、コミスクで来ている子どもかの判断がつきにくいですが、コミスクで学校に来ていても名簿に書いてもらうべきでしょうか。名簿

記入の徹底について、チラシを配る際、先生から子どもに伝えてもらいたい。

<精道小学校>

コミスクで学校に来ている子どもでも、少しでも校庭で遊んでいたら、名簿に書いてもらっています。

<事務局：北詰>

周知については、学校の協力をお願いしたいと思っておりますが、学校は他にも配布物が多いので、無理は言えません。

<岩園小学校>

今年から一旦下校せずに参加出来るようになり、子ども達には参加カードを提出する時に名簿を並んで書いてもらっています。預かった参加カードを最後に返すのが大変で、岩園小学校は特に参加が多いので大変です。参加名簿一ページごとにカードを束ねて管理しています。

<浜風小学校>

参加カードは遊んでいる間預かっているのですか。

<事務局：北詰>

帰宅時間の確認のため、預かっています。

<潮見小学校>

幼稚園児は保険の対象になりますか。

<事務局：北詰>

小学生のみが保険の対象です。

<浜風小学校>

日誌と名簿を送っていただく際は、パンチで穴開けてください。

<山手小学校>

配布チラシについて、チラシの両面に「保護者の皆様へ」が記載されていますが、文字が多すぎて見にくいのでは。「参加者名簿に名前を書くように」のところに波線を引いては。警報時についての注意点が書いていないので、書いたほうが良いと思います。

<事務局：北詰>

工夫します。

<潮見小学校>

土曜日の参加者が少ないので、土曜日はコミスクに開放したらどうですか。

<事務局：北詰>

土曜日は確かに少ないところもあります。放課後子どもプラン運営委員会で検討します。

<潮見小学校>

不審者対策として、笛などを用意してはどうでしょうか。

<事務局：北詰>

笛と防犯ブザーはあります。

<浜風小学校>

つき指の時、保冷財を学校に借りています。シップはアレルギーがあるので、冷やした方が良いでしょう。救急用品として、保冷財があれば良いと思います。

<事務局：北詰>

検討します。

<打出浜小学校>

校庭開放で学校に入る時、学校の先生へのあいさつは不要ですか。以前、会議をしていた時に職員室に入って行ってしまって、気まずい思いをしました。それからは、帰る時にのみあいさつをしています。

<精道小学校>

管理用具を置いているコミスク室と職員室が離れているので、いつもはしていませんが、教頭先生の方から見回りに来てくれます。

<潮見小学校>

潮見は、教頭先生のとなりに机があるので、必然的にあいさつしています。職員会議の時は、職員室に入れなくて、子どもたちにメモ用紙に書いてもらったことがある。

<事務局：北詰>

日誌を置いている場所にも関係はあると思います。学校へのあいさつについては、必須ではありませんが、校庭開放は学校を借りて実施しており、色々な場面で学校から協力してもらっています。また、何かあった時に学校の協力を得ないといけない場面もありますので、普段からコミュニケーションを取っていただく意味であいさつしていた方が良いでしょうと思います。

<浜風小学校>

管理人の名簿は学校には伝わっているのでしょうか。

<事務局：北詰>

年度初めに配布しています。

<事務局：長岡>

管理人さんには気楽にしていいただきたい。学校の先生は、今すごく忙しく、子どもと向き合う時間が減っています。校庭開放については、事業主体が社会教育部であるため、学校としての優先順位は下がっています。しかし、同じ学校の子どもたちの為の事業なので、姿勢に改善の余地があると感じています。校長会議の中で、そのことも含めて説明し、生涯学習課として地域の方に協力いただいていることを学校や親に伝えたい。管理人さんの方で日頃感じているところなどありましたら改善していきたいので、おっしゃってください。

以上

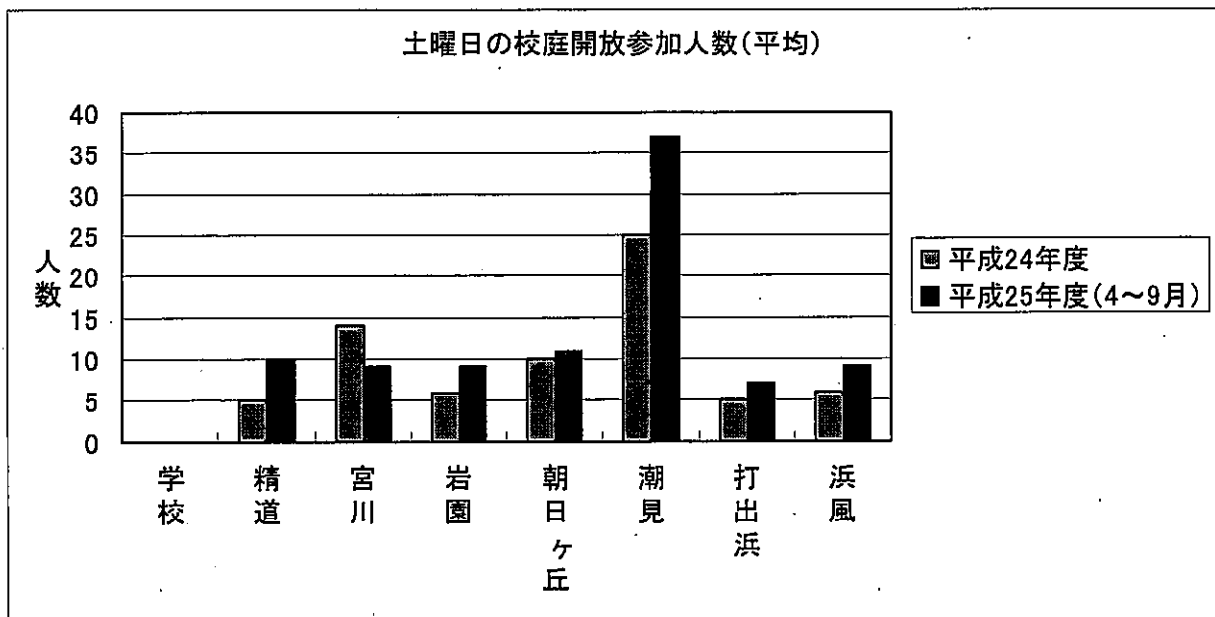
## (2) 土曜日の校庭開放について

### 土曜日開放日一覧

学校名	開 放 日			
	第2・4土	第1土	第3土	第5土
精 道	○			
宮 川	○			
山 手	平成 24 年度から教室型に切り替え			
岩 園	○			
朝日ヶ丘	○			
潮 見	○	○	○	○
打出浜	○	○		
浜 風	○	○	○	○

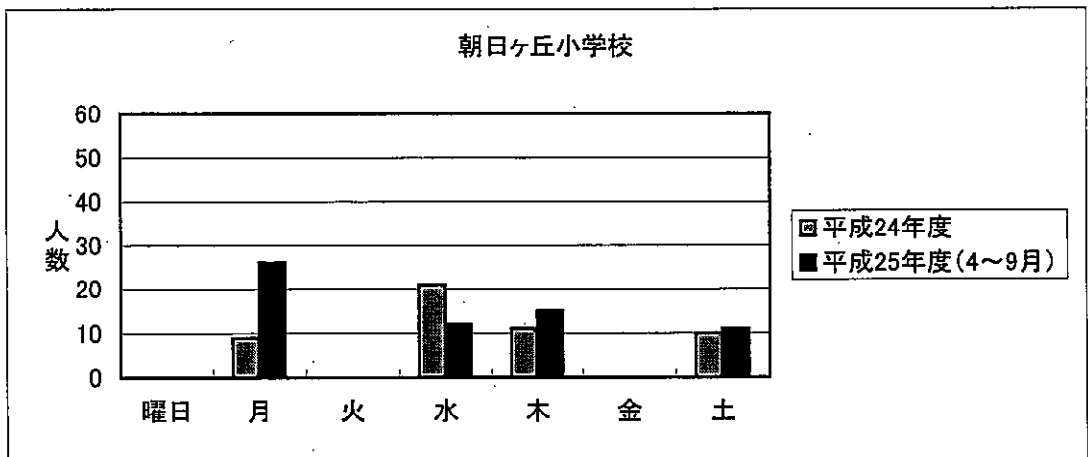
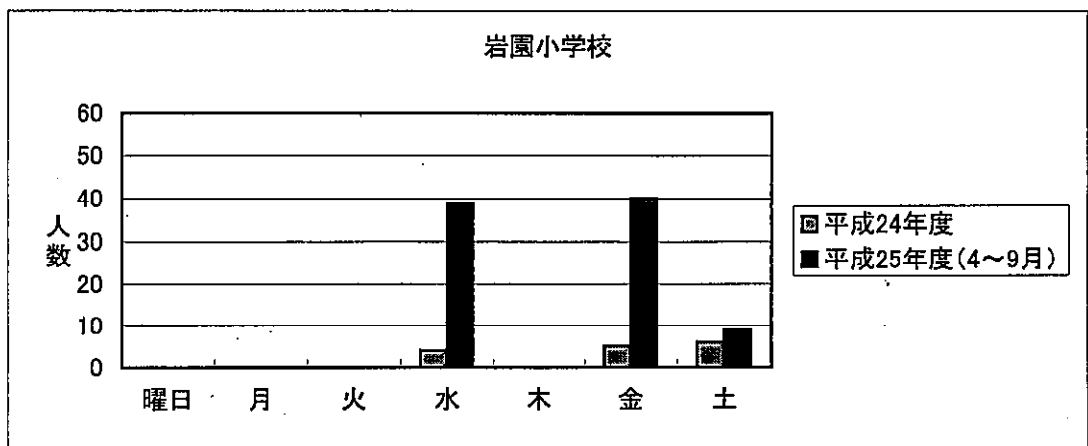
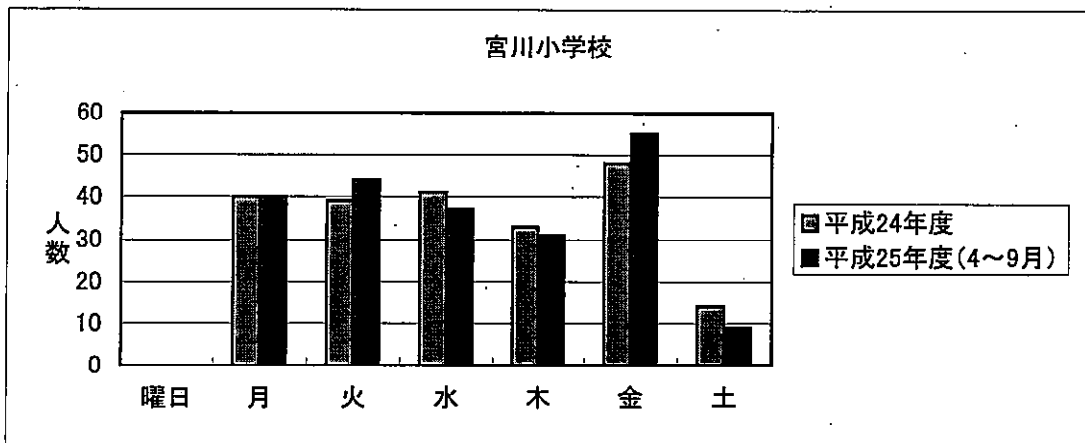
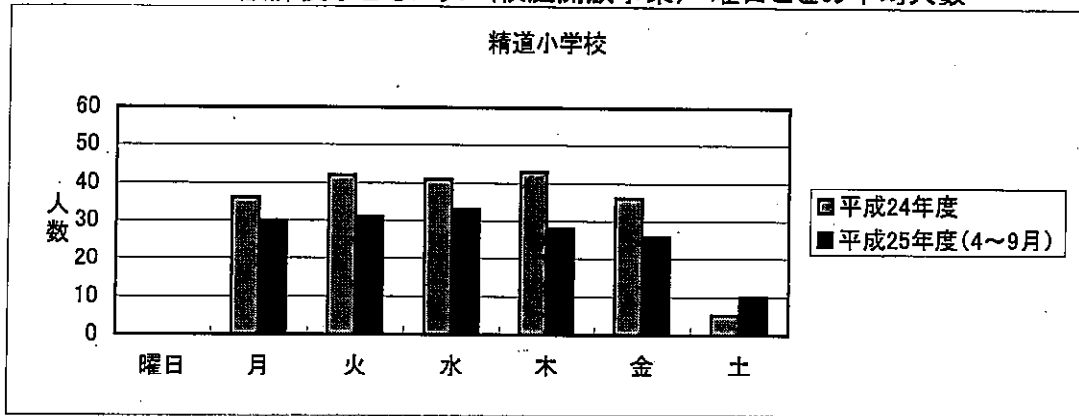
### 土曜日参加人数(平均)

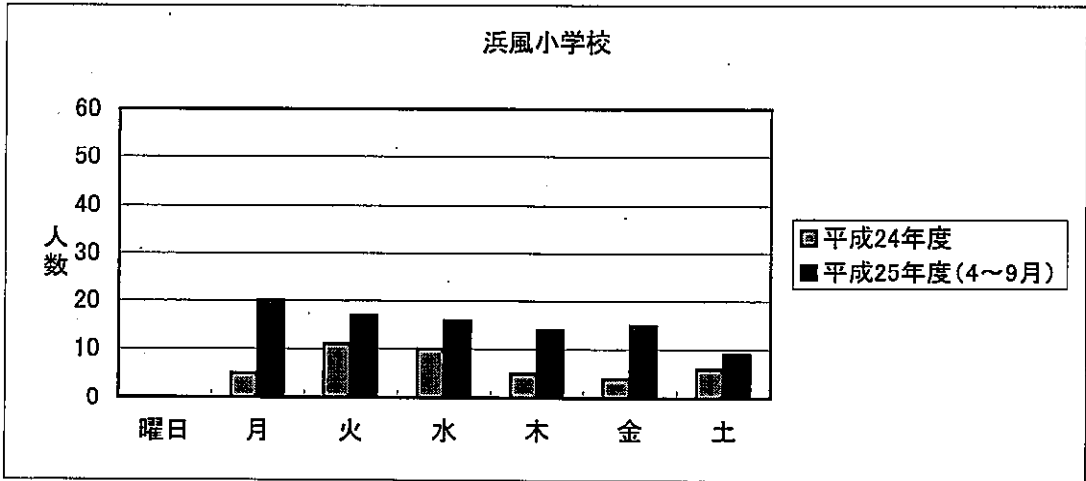
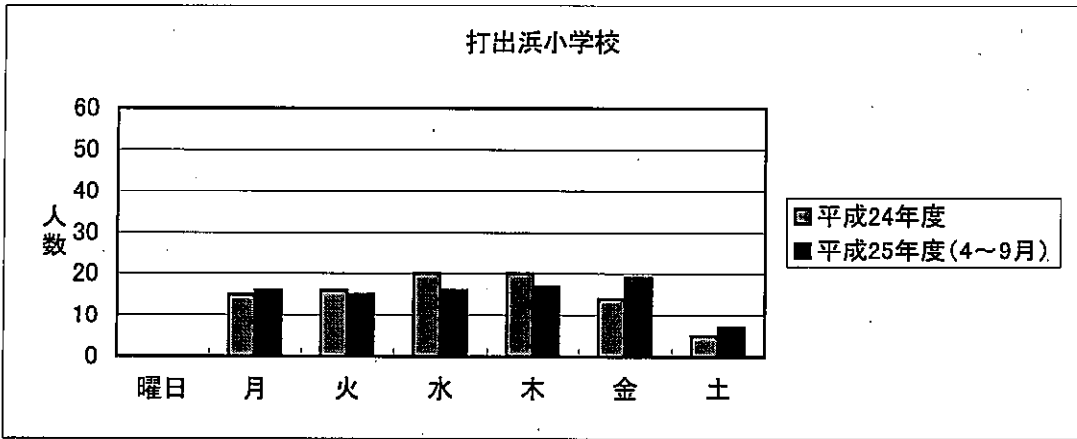
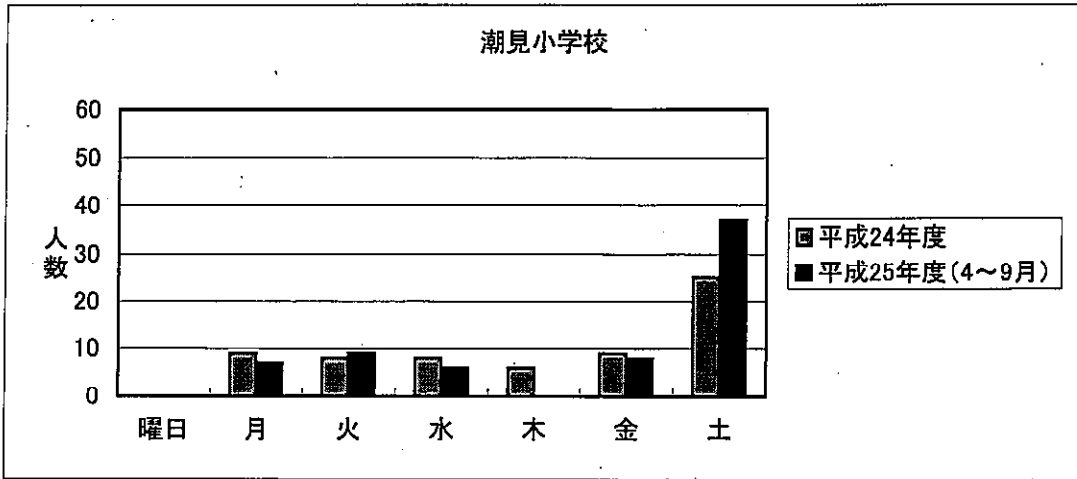
年度	学校	精道	宮川	岩園	朝日ヶ丘	潮見	打出浜	浜風
平成 24 年度		5	14	6	10	25	5	6
平成 25 年度(4~9月)		10	9	9	11	37	7	9





放課後子どもプラン(校庭開放事業) 曜日ごとの平均人数





### ☆芦屋手引きボランティア

視覚障がい者の買い物や通院などの外出支援のガイドヘルプやアロマスク体験学習への協力参加など、見えない方の目の代わりになるのが、私たち手引きボランティアの大切な活動です。

### ☆ボランティアグループ「とまと」

高齢者の方を対象にお話をしながらハリハピリを兼ねた手芸の会を月2回、書道の会を月1回定期的に開催。  
又、阪神淡路大震災の体験を語り継ぎ、震災を風化させないで防災意識を高める目的で震災の節目の年にイベントを開催。  
平成11年6月に芦屋市民が嫌った震災の写真集「伝えたいあの日」を出版。

### ☆芦屋点字友の会

わが会は、昭和42年2月に、広報「点字あしや」の発行を主として発足。会員数が30名。点訳を取り巻く環境はすいぶん変わり、点字ワープロの開発により点訳技術も増し、多くの先輩方の根気よいご指導と動機により、今の会があります。  
芦屋市の広報・市職金だより・社協だより、兵庫県拠点ボランティアが集まる点訳ボランティア連絡会にも入会し教科書などを点訳、パソコンと点字プリンターのある図書館の点字作業室で活動しております。

### ☆あし簡

目の自由な方々に少しでも新しいニュースをお届けするため、ほぼ毎日テープを製作し、発送しています。年間のテープ製作数は300本を超え、図書館での対面朗読や福祉施設の方たちにも聞いていただいています。  
広報あしや、私の履歴書、週刊東洋経済、天声人語など定期的に読むもの他、希望図書のリクエストにもお応えしています。

### ☆ほっとポット

誰でも気軽にしゃべりできるスペースを提供し「町づくりの元氣につながるねば」の願いをこめて、ふれあい喫茶とニバザーを同時開催しています。(陽光町果菜農会所、エルホーム芦屋) また保健福祉センターでのエンタランスコンサートのお手伝いもしています。

### ☆託児菫っ子

幼児向けに、うた、ゲーム、工作などの子どもお楽しみ会を開催しています。

### ☆芦屋つむぎ会

視覚障がい者を対象に情報、音楽、くらし、エッセイ、英語等の音訳テープ制作、提供しています。

### ☆手話サークルアミ芦屋

週1回福祉会館で例会を開いています。聴覚障がい者とのコミュニケーションを大切に手話通訳やボランティアとして行事やその他の参加し、また学習や交流を通じてお互いの理解を深めています。

### ☆手話サークルクレッシェンド

私たちのグループは、1972年に活動を開始し、今年で37年目になります。耳の不自由な方に、手話を使って交流をしたり、情報を伝えあったりしています。市の行事などにもボランティアとして参加しています。  
毎週月曜日の午後と水曜日の夜には、福祉会館で耳の不自由な方の参加もあり、楽しく手話の学習をしています。

### ☆要約筆記芦屋

耳の聞こえない方や、聞こえにくい方のために、耳から聞こえてくる情報を文字に書いて伝える筆記通訳です。  
難聴者、中途失聴者、ろうあ者が社会参加していくためには、無くてはならないコミュニケーション手段の一つです。

**参加グループ**  
**アミ・クレッシェンド**  
☆は芦屋ボランティア連絡会加入グループ

**芦屋ボランティア活動展 12**

### ☆あしやおもちゃ工場

子供達の健やかな成長を願って、乳幼児・児童の健全な発達に寄与する安全で楽しく遊べる布おもちゃを作成しています。貸出し用や、市内の子育て支援団体等からの以来品の作成、布おもちゃ作りの講習会等が活動の中心です。

### ☆ひまわり

震災後、仮設住宅への友愛訪問から活動を始め、高齢者のお話相手や障害者の外出介助などをしています。  
介護保険でカバー出来ない部分での高齢者の支援が中心の活動です。  
その他、学習・情報収集にも努めています。

### ☆芦屋いきいき学ぶ会

市の「生涯学習ボランティア養成講座」を受講した者で「生涯学習ボランティアの会」を結成。当初は市のイベント(ルナホール)の受付などを手伝っていました。震災後、市の方針も変わり、会員たちも社会福祉協議会の手伝いや、仮設住宅の集食所などでボランティアを始めました。  
会員の中にも震災で変化が生じ、平成9年「芦屋いきいき学ぶ会」に改名しました。

### ☆芦屋Vセンター・受付ボランティア

ボランティア活動センターを来訪される方たちの場所案内や、申請書類の受付等、ボランティア活動センターの運営の協力をしています。  
多くの方たちにボランティア活動に親しみを持ってもらいたい。ように、金員は「いつも笑顔で」を合言葉に活動しています。

### ふれあいの会

施設で、”なつかしのメロディー”を歌ったり、短歌の講師をしていますが、また、行事などのお手伝いをしています。

### たわしの輪

アクリルたわしを通じて高齢者の方の生きがいづくりと地域交流を目指して活動しています。  
高齢者の自宅やネットカフェなどでたわしの編み方を教えたり、一緒に作る活動をしています。

### ユニバーバルボランティア芦屋

陽光町の復興住宅において、友愛訪問活動を行っています。

## ○芦屋市放課後プラン(子ども教室型放課後対策)事業実施要綱

平成22年4月1日

芦屋市放課後プラン事業(子ども教室型放課後対策)実施要綱(平成20年芦屋市要綱)の全部を次のように改正する。

### (目的)

第1条 この要綱は、放課後や週末等に学校の施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、芦屋市とする。

2 事業の実施については、芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体その他の団体等に委託して行うことができるものとする。

### (対象児童等)

第3条 本事業の主な対象は、市内に住所を有する幼児、小学校の児童及び中学校の生徒とする。

### (事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を確保すること。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の場を提供すること。
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むこと。
- (4) 地域の子どものうちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティを充実させること。
- (5) その他、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

### (実施場所の指定)

第5条 この事業を実施する学校は、地域の実情及び学校の施設の状況等を考慮して教育委員会が指定する。

### (実施期間及び実施時間)

第6条 この事業の実施期間及び実施時間は、別に定める。

### (運営委員会)

第7条 この事業を円滑に運営するため、芦屋市放課後子どもプラン運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 事業における安全管理対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に関し必要な事項

### (組織)

第8条 運営委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 地域関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 行政関係者

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、生涯学習を所管する課において処理する。

(実施体制等)

第13条 この事業の実施のため、教育委員会は、次の各号に掲げる者を選任及び配置し、それぞれ当該各号に定める事項を行わせる。

(1) コーディネーター 事業の総合的な調整

(2) 教育活動推進員 学習支援、体験、交流活動等のプログラム（次号において「プログラム」という。）の実施

(3) 教育活動サポーター プログラムの実施のサポート及び子どもたちの安全管理

(損害賠償)

第14条 利用者は、活動中に施設又は設備を故意又は過失により、破損又は滅失したときは、これらを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(費用等)

第15条 コーディネーター、教育活動推進員及び教育活動サポーターの謝礼については、兵庫県の補助金積算基準単価により積算した額を支払うものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。